

広島県告示第九十六号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第七十五条第一項、第三項及び第四項の規定によつて、河川区域内に放置されていた次の工作物を除却し、保管した。

令和六年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量

橋梁 一基

二 当該工作物が放置されていた場所

竹原市下野町三三九七番二地先（二級河川本川）

三 当該工作物を除却した日時

令和六年十一月六日 十一時

四 当該工作物の保管を始めた日時

令和六年十一月六日 十一時二十五分

五 当該工作物の保管場所

竹原市小梨町一七七七番七地先

六 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用の負担者

当該工作物を放置した者又はその所有者

七 実施機関及び問合せ先

広島県西部建設事務所東広島支所管理課

電話（〇八二）四二二―六九一一